

岩手県告示第440号

県営住宅等条例第44条の規定による駐車場の利用料（平成10年岩手県告示第347号）の一部を次のように改正し、平成30年5月25日から施行する。

平成30年5月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
県営住宅等の名称	駐車場の利用料（月額）	県営住宅等の名称	駐車場の利用料（月額）
[略]	[略]	[略]	[略]
県営松原アパート	[略]	県営松原アパート	[略]
県営北福岡アパート	[略]	<u>県営両石アパート</u>	<u>1,300円</u>
[略]	[略]	県営北福岡アパート	[略]
		[略]	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。